

## 排水検査手数料の考え方について

排水検査手数料は、量水器の設置個数または建物の規模や用途に応じて「戸数」を確定し、その「戸数」に1戸当たりの手数料を乗じて算出しています。  
なお「戸数」については、下記内容に基づいて確定しています。

### 1. 1棟で1世帯が居住する一般住宅の場合

トイレとレンジフード付きキッチンがあれば、最低限の生活はできるという考えのもと、その組み合わせが何組あるかで「戸数」を確定します。

たとえば、1階にトイレとレンジフード付きキッチンが1台ずつ設置され、それ以外の階に設置がない場合は、組み合わせが1組だけなので「1戸」とします。また、1階に組み合わせが1組あり、2階にトイレまたはレンジフード付きキッチンが1台のみ設置の時は、2階が組み合わせになっていなく単体設置ですから、「1戸」となります。なお、同じ建物内であれば、器具が設置されている階数は関係ありませんので、1階にはトイレのみ設置し、2階にトイレの設置はなくても、レンジフード付きキッチンが設置されれば、組み合わせが1組できますので、「1戸」となります。

その他、トイレの設置はあるが、レンジフード付きキッチンの設置がない場合でも公共下水道へ排水する器具がある場合は、最小単位の「1戸」として確定します。

もし、申請時の器具の仕様と竣工時の器具の仕様とで変更があり、「1戸」の申請が「2戸」となった場合は、竣工時の精算行為で処理します。

### 2. 1棟で2世帯以上が居住する一般住宅の場合

#### 1) 量水器の設置が1個の時

① 居住空間が壁等で仕切られ、明確に分かれていて（たとえば1階に両親、2階に息子夫婦が居住）、それぞれの空間に給水器具が設置されている場合は、居住空間数を「戸数」とします。

ただし、トイレとレンジフード付きキッチンの組み合わせの方が多い場合には、組み合わせ数を「戸数」とします。

② 居住空間が明確に分かれていなく、給水器具も共有である場合は、トイレとレンジフード付きキッチンの組み合わせ数を「戸数」とします。

#### 2) 量水器の設置が複数個の時

量水器の設置個数を「戸数」とします。ただし、屋外散水栓用に量水器を設置し公共下水道に排水しない場合は、下水道使用料を賦課しませんので、「戸数」に含めません。また、トイレとレンジフード付きキッチンの組み合わせ数の方が多い場合は、組み合わせ数を「戸数」とします。

### 3. 学校の場合

原則、建物の階数を「戸数」としますが、渡り廊下で繋がっている建物（体育館や旧校舎など）は、別棟となり、その棟毎の階数を数えますので、施工範囲を十分確認のうえ申請してください。

#### 4. 福祉施設の場合

居室に専用のトイレとレンジフード付きキッチンがあり、その他にも排水が公共下水道に排水される共用の給水器具がある場合は、居室の数と共用の給水器具が設置されている階数の合計が「戸数」となります。

居室には、専用のトイレと洗面しかない場合は、居室の数は「戸数」に含めず、共用の給水器具が設置されている階数を「戸数」とします。ただし、居室ごとに貸与量水器が設置された場合は、設置個数を「戸数」として計算します。

#### 5. ショッピングセンターの場合

原則、共用の給水器具（主にトイレ）が設置されている階数を「戸数」としますが器具の設置状況により、事務所で「1戸」、売り場で「1戸×階数」となる場合もありますし、量水器の設置個数を「戸数」にする場合もありますので、申請時に確認してください。

#### 6. テナントビルの場合

各テナントごとに量水器を設置している時は、設置個数が「戸数」となります。また、貸与量水器の設置は1個でも、壁で仕切られ、明確に複数のテナントが入居できるのが確認できる場合は、その入居可能なテナント数を「戸数」とします。いずれの場合も、共用の給水器具（主にトイレ）がある場合は、その器具が設置されている階数も「1階当たり1戸」として数えます。ただし、屋外散水栓のように使用した水が公共下水道に排水されないものは、「戸数」の対象としません。

※ 量水器設置を伴う給水装置のうち、公共下水道へ排水しない下記のもの、下水道使用料を賦課しませんので、排水検査手数料は掛かりません。

- ①屋外散水栓（量水器以降単独設置の場合に限る）
- ②クーリングタワー（私設量水器設置含む）
- ③消火設備（スプリンクラー、消火水槽、私設消火栓）